

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成16年11月16日作成)

法令名	家畜商法
根拠条項	第7条第1項
処分の概要	家畜商の免許の取消
法令の定め	次に該当するときは、都道府県知事は、その免許を取り消さなければならない。 (1) 家畜商が家畜商法第4条（免許を与えない場合）第1・2・4・5号に該当することとなったとき (2) 第3条第2項（免許の資格）第2号に該当する家畜商が同号に該当しなくなったとき (3) 家畜商から申請のあったとき
処分基準	法令の定めに尽くされている。
処分担当課	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号：)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課環境飼料グループ (電話番号：011-204-5440)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.htm)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成16年11月16日作成)

法令名	家畜商法
根拠条項	第7条第2項
処分の概要	家畜商免許の取消、事業停止命令
法令の定め	次に該当するときは、都道府県知事は、その免許を取り消し、又は期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。 (1) 無資格者の家畜取引業務の従事の禁止、届出前の営業の禁止、営業保証金の不足額の供託の規定に違反したとき (2) 免許の呈示の規定に違反したとき (3) 帳簿の備え付け等の規定に違反したとき (4) 正当な事由なく引き続き1年以上家畜取引をしないとき
処分基準	法令の定めに尽くされている。
処分担当課	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号：)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課環境飼料グループ (電話番号：011-204-5440)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.htm)